

泉州経営協会 静社労士事務所便り

労働保険(労災保険、雇用保険)や社会保険(健康保険、厚生年金保険)には多くの書類がありますが、稀に発生するもの等は、手続きを失念してしまうこともあるのではないのでしょうか。今回は、手続忘れが起こりやすい書類を紹介いたします。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆手続忘れが起こりやすい主な理由

- ・**稀に発生**:例)労災保険などで書類を把握していない
- ・**事由発生日と申請可能日が離れている**:例)昇給から3か月後に手続可能となる社会保険月額変更届
- ・**従業員から連絡がない**:例)従業員のお子さんが就職して扶養から外れる連絡がなかった
- ・**手続が必要であることを知らない**:例)雇用保険に加入しない外国人を雇用した等でハローワークへ届出

◆手続忘れが起こりやすい書類

No	書類名	届出の事由	弊社への連絡(手続代行顧問)
①	外国人雇用状況届出書	雇用保険被保険者とならない外国人の雇用および離職	外国人を雇用・離職したこと
②	健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届	固定的賃金の変動等の要件を満たした時	固定的賃金の変動したこと
③	健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届	賞与を支給した時	賞与を支給したこと
④	健康保険・厚生年金保険 被保険者二以上事業所勤務届	同時に2カ所以上の事業所で社会保険の加入要件を満たした場合	左記の要件を満たしたこと
⑤	健康保険 被扶養者(異動)届	被扶養者の追加、削除、氏名変更等の場合	左記の変更をしたこと
⑥	労働者死傷病報告	労働者が労働災害により死亡又は休業したとき等	左記が発生したこと

◆① 外国人雇用状況届出書

雇用保険被保険者とならない外国人を雇用した時と離職した時にハローワークへ届出が必要な書類です。「雇用保険に加入しないため届出が必要だと思わなかった」、「雇用時の届出が必要なのは知っていたが、離職した時にも必要なのを知らなかった」とお話を伺うこともあり、意外と知られていないことが多いようです。

◆② 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届

社会保険(健康保険、厚生年金保険)の被保険者について、以下の要件の全てに該当した場合は、**変更後の報酬を受けた月から起算して4カ月目の標準報酬月額から改定**となります。

- (1)昇給または降給等により固定的賃金に変動があった
 - (2)変動月後3カ月の報酬平均額で算出した標準報酬月額と従前の標準報酬月額に2等級以上の差
 - (3)変動月後3カ月の報酬の支払基礎日数が17日(特定適用事業所の短時間労働者は11日)以上
- 「昇給月から3か月後に手続きが可能になるため、手続きが漏れてしまった」と伺うことがあります。

◆③ 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届

社会保険の被保険者に賞与を支給したときの届出で、これにより**賞与の保険料額が決定されるとともに、被保険者が受給する年金額の計算の基礎**となります。「賞与計算して支給して完了と思ってしまった」と伺うことがあります。手続を怠ると保険料が請求されず社会保険料等の金額が会計上で相違するため、定期的にチェックを行って確認すると良いです。

◆④ 健康保険・厚生年金保険 被保険者二以上事業所勤務届

社会保険の被保険者が同時に2カ所以上の事業所で社会保険の加入要件を満たした場合、被保険者本人の届出により、主たる事業所を選択して管轄する年金事務所または保険者等を決定します。**昨今、兼業副業の促進、社会保険適用拡大により、上記の要件を満たしている被保険者が増加傾向**にあります。「従業員が2カ所以上で働いていると言っただけでなかった」、「社会保険料は2カ所の事業所で按分計算のため、遡って精算するのが大変だった」とお聞きすることも少なくありません。2026年2月号の事務所便りで「副業・兼業への対応」を紹介しておりますので、副業・兼業の規定整備により状況を把握し、本届出忘れの防止に役立ててください。

◆⑤ 健康保険 被扶養者(異動)届

被扶養者の追加、削除、氏名変更などがあった場合、届出が必要な書類です。「お子さんが就職して扶養から外れる連絡がなかった」と伺うことがあります。**本届出や④の届出は、従業員が会社に連絡しないと会社としては把握のしようがない**ため、身上情報の変更連絡に関する規定の整備や周知を行うことが望ましいです。

◆⑥ 労働者死傷病報告

労働者が労働災害により死亡又は休業したときなどがあった場合、届出が必要な書類です。「療養や休業などの給付に係る手続きは行ったが、本報告をし忘れてしまった」と伺うことが比較的多いです。**本報告を怠るといわゆる「労災かくし」として、罰金に処される**ことがあります。労働災害による死亡や休業は頻繁には起こらないことが多いため、必要な手続きの認知不足による漏れも起こりやすいことに注意が必要です。

◆弊社への連絡

弊社と手続代行顧問の契約をいただいている会社様につきましては、前ページの表のとおりご連絡いただければと思います。状況に合わせて必要な情報などのご案内および手続の代行を行います。

◆住民税、労働保険(年度更新)、社会保険(定時決定)

・住民税

今年度の住民税額通知書が届く時期が近づいてきました。昨年の所得に応じて計算された住民税を今年度の6月から納めることとなります。先月と同じ住民税額にならない場合が多いため、給与計算時にはお気をつけ下さい。

・労働保険(年度更新)

昨年度分の労働保険料(確定保険料)と、今年度分の労働保険料(概算保険料)を納付するための申告書が届き始めます。

・社会保険(定時決定)

4月～6月に支払われた給与額をもとに、9月分～翌年8月分の保険料が決定される算定基礎届が6月中旬頃から届き始めます。健康保険組合加入企業様は、健康保険組合への届出も忘れないようご注意ください。